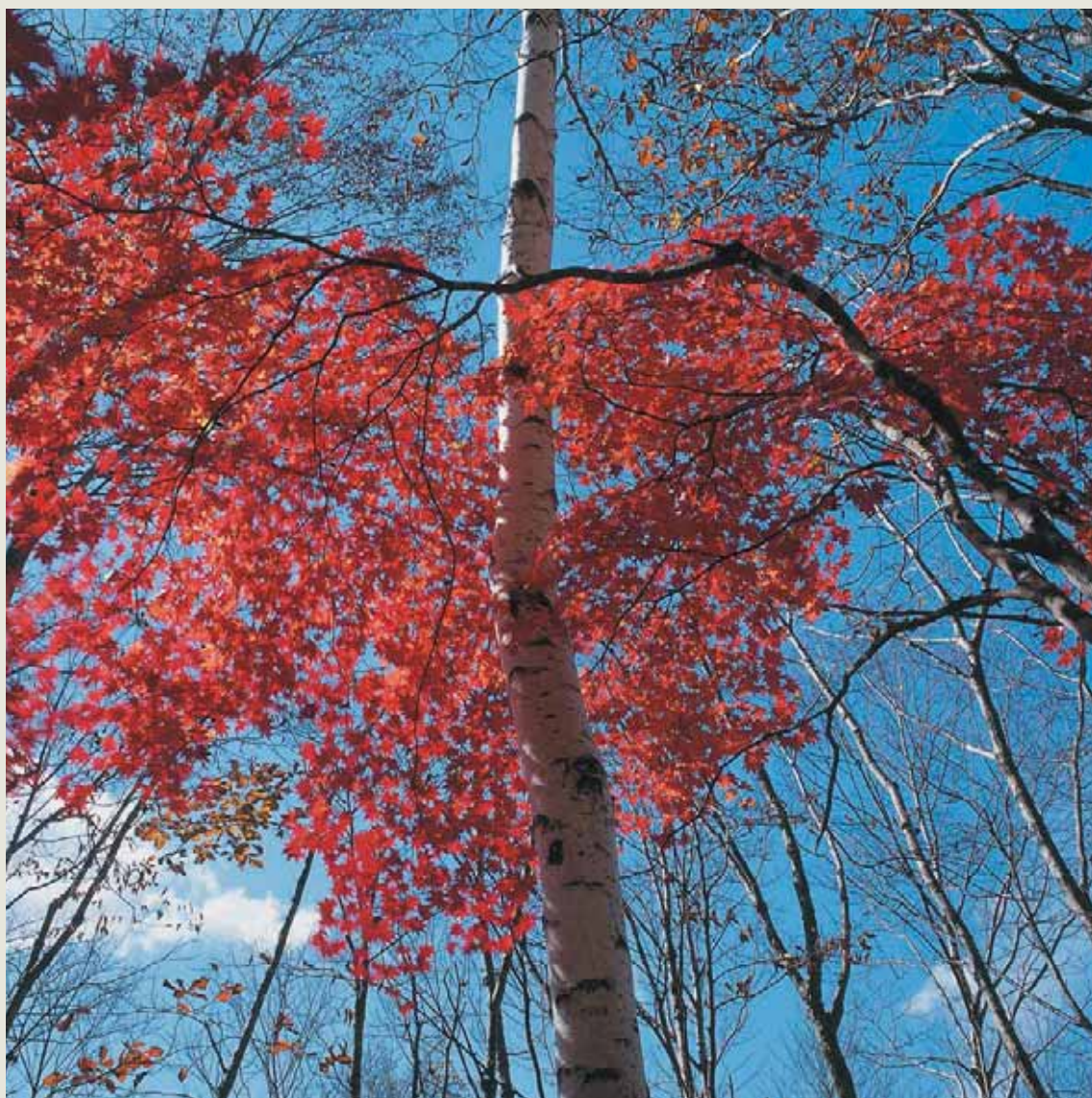


JEMIMA会報



Direct! and Compact!

音響・振動センサをダイレクトに接続



NEW

8ch データレコーダ

DA-40

- アナログ再生信号は、FFT分析などで処理が可能
- 駆動部が無く、振動や高湿度の環境下で使用可能。動作は無音
- 音声入力メモ機能搭載
- 操作性の良いスイッチ



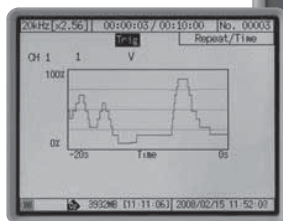
Battery Life

稼働時間

単2形乾電池(アルカリ)6本使用時

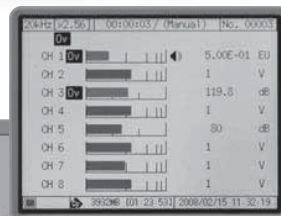
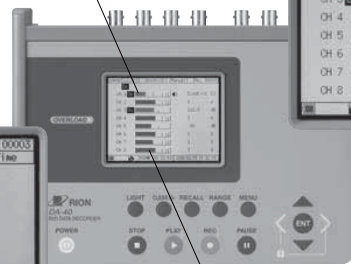
約8時間*

*収録条件により異なります



1チャンネルのレベル変動画面

「オーバーロード」表示



測定中画面例

バーグラフで「レベル」の把握が可能



リオン株式会社 <http://www.rion.co.jp/>

音響振動計測器営業部 / 〒185-8533 東京都国分寺市東元町3-20-41 Tel.042-359-7887(直通) Fax.042-359-7458

目 次	
2 ●	IECTC65プレナリ東京会議 報告
7 ●	「計測展2008 OSAKA」事前登録受付中
10 ●	連載：欧州環境規制レポート（第13回）
12 ●	近年の法規制・規格委員会の活動について
14 ●	環境グリーン委員会、法規制・規格委員会からのお知らせ
17 ●	お知らせ（・新入会員・会員会社の社名変更・セミナー開催 ・JIS官報告示・経済産業省からのお知らせ）
19 ●	セミナー・講演会 実施報告（・中国における知的財産について）
21 ●	委員会開催録
25 ●	統計：電気計測器の生産額実績（2008年7月）
●広告掲載会社	
	リオン株式会社……………表 2
	株式会社コスモス・コーポレーション……………表 3
	計測展2008 OSAKA……………表 4

●今号の表紙

紅葉とはよく言ったもので、カエデの紅に染まった葉は本当にきれいです。しかも白樺との組み合わせは初めてで、ワクワクしながら撮影をしました。

場所は、妙高高原。道路を下ってみると、赤いマントを身にまとった貴婦人のような木が見えてきました。

うれしくて何本も撮ってしまったのを覚えています。

私の撮影スタイルは、人のいないところ、道路に好んで行くのですが、たまにこのような「収穫」に出会うと、多少の危険や苦労も忘れてしまいます。

撮影機材：カメラ、CONTAX645

レンズ、ディスタゴン45mm F2.8

フィルム、RVP

（撮影：佐藤健治）

●JEMIMA Webサイト<http://www.jemima.or.jp>

計測展・セミナー・新刊などの情報を掲載しています。

●JEMIMAメールマガジン（JEMIMA会員限定）

JEMIMA会員の方を対象に毎週配信しています。

配信希望の会員の方は「お名前、勤務先」を明記のうえ、kimura@jemima.or.jp 宛てをお願いします。

●JEMIMA会報

2008/Vol.45No.4 2008年10月30日発行

発行 社団法人日本電気計測器工業会（JEMIMA）

本部 〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町2-15-12（計測会館）

電話03-3662-8184（直） FAX03-3662-8180

関西支部 〒530-0047

大阪市北区西天満6-8-7（電子会館8階）

電話06-6316-1741 FAX06-6316-1751

編集事務局 総務・事業・広報部

印刷 日本印刷株式会社

●会報送付の変更・停止

kimura@jemima.or.jpまでご連絡をお願いします。

●次号発行予定 2009年1月末

●禁無断転載

IEC TC65プレナリ東京会議 報告

(社) 日本電気計測器工業会
IEC TC65 プレナリ東京会議2008準備委員会
幹事 笹嶋 久 (株) 山武
(IEC TC65国内委員会諮問委員会 委員)

1. はじめに

IEC TC65 (Technical Committee : 65 Industrial Process Measurement & Control System) のプレナリ会議 (総会) と関連する作業委員会 (WG) が、2008年5月12日 (月) から5月23日 (金) の2週間、東京 新宿の京王プラザホテルにおいて開催されましたのでご報告致します。

2. IEC TC65概要

IEC TC65は、電気・電子関連の国際標準化団体であるIEC (International Electrotechnical Commission) の専門委員会 (TC : Technical Committee) のひとつで、連続プロセスとバッチプロセスを含む工業プロセスの計測、制御および自動化のためのシステムと機器に関する国際標準を担当している。

IEC TC65プレナリ会議 (総会) は、18ヶ月に毎に各国持ち回りで開催される全体会議である。プレナリ会議の期間中に、専門委員会 (TC) とその実務を実行する作業委員会 (WG)、メンテナンスチーム (MT)、プロジェクトチーム (PT) 等が一堂に会し、全体の方向性、進捗状況、課題を確認・解決する。

TC65は、議長国：ドイツ、幹事国：フランスを含む25カ国の正式メンバー (Pメンバー：Participating Member) とオブザーバ15カ国 (Oメンバー：Observation member) が参加している。

TC65では、これまでに183の国際標準規格を発行しており、古くは4-20mA標準信号からEMC規格、機能安全規格、PLC規格、フィールドバス規格など工業プロセスに欠かせない重要な規格が含まれている。特に最近のオートメーション市場の国際化に伴い、安全およびセキュリティに関する国際的な調和と、マルチベンダー環境を実現するためのインターオペラビリティが、健全な市場競争と産業の持続的な発展にとって益々重要となってきている。

3. IEC TC65プレナリ東京会議2008概要

今回の「IEC TC65プレナリ会議東京2008」は、IEC TC65が1968年に発足して以来、40周年の節目となる記念すべき年に、初めて日本で開催するTC65会議であった。

15カ国から150名を越す各国を代表する専門家が、15の委員会 (プレナリ会議、WG会議) に出席した。特にTC65プレナリ会議には73名の出席があり、過去最大のプレナリ会議となった。

今回の総会での出席者の特徴として、中国および韓国から多くの技術者が参加したことが挙げられ、今後のアジア諸国間の連携も重要な課題である。



TC65プレナリ会議出席者 (5月23日)

4. 会議日程

Timetable（会議日程）で示されているように、第1週目はワーキンググループ中心の会議が行われた。第2週目はWGとともにSC会議、TC65の本会議が開催された。また、20日（火）はJEMIMA主催による歓迎レセプション、21日（水）はIndustrial Automation Forum（Workshop）を実施した。

一方、各WGのメンバー間の交流を深めていただくため、WGごとのディナーを企画し、食事のみならず業務外の会話も楽しんでいただいた。



Timetable for IEC TC65 Meetings TOKYO 2008 (AM: 8:30-11:45, PM:13:15-16:30)



Japan Electrical Machinery Information

Manufacturers Association

1:Akebono Room 2:Aozora Room 3:Asahi Room 4:Mitake Room

List of Meetings	12(Mon.)		13(Tue.)		14(Wed.)		15(Thu.)		16(Fri.)		17(Sat.)		18(Sun.)		19(Mon.)		20(Tue.)		21(Wed.)		22(Thu.)		23(Fri.)	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
TC65AG																1								
SC65A																	1							
SC65B																		1						
SC65C																				1				
SC65E																					1			
TC65																						1	1	
SC65C/JWG10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
SC65E/JWG5					1	1	1	1	1	1														
SC65B/WG5					3	3	3	3	3	3														
SC65E/WG2																		2	2	2	2			
SC65B/WG6									4	4	4				3	3								
SC65C/MT9 & WG11															2									
TC65/WG10																	2							
SC65B/WG14																	2							
SC65E/WG7																	3							

Industrial Automation Forum (Workshop)

Industrial Automation Forum (Workshop) Buffet

TC65 Welcome Banquet

WG Dinner

SC65C/JWG10
Tsukuba Room (40F)
18:00-20:00

SC65B/WG5
Tsukuba Room (40F)
18:00-20:00

SC65E/JWG5
Tsukuba Room (40F)
18:00-20:00

SC65B/WG6
Mitake Room (40F)
18:00-20:00

SC65C/MT9 & WG11, SC65B/WG10
Tsukuba Room (40F)
18:00-20:00

SC65E/WG2
Cornet Room (40F)
18:30-20:30

Ohi Room (4F)
9:00-16:00

Nishiki Room (4F)
16:30-18:30

Secretariats & Business Room

HIKARI Room (47F)

HIKARI Room (47F)

5. 会議参加者数

今回の会議には15ヶ国から156名の方が参加された。

日本で開催したので、わが国の参加者が一番多かったことは当然であるが、中国からの参加者が22名と多く、次にアメリカ19名、ドイツ15名の順になっている。なお、各会議の参加状況については次の表をご覧ください。

List of Meetings	No. of Participants	Canada	China	Denmark	Finland	France	Germany	Italy	Japan	Korea	Russia	Sweden	Switzerland	Netherlands	UK	USA
	156	4	22	2	2	5	15	2	62	7	2	1	3	4	6	19
1 TC65AG	31	2	0	1	2	2	2	1	6	4	0	0	1	0	4	6
2 SC65A	58	3	9	1	2	3	6	0	13	5	0	1	1	2	4	8
3 SC65B	57	2	13	1	2	3	7	1	10	5	0	1	1	2	3	6
4 SC65C	58	3	11	1	2	4	6	1	10	7	0	1	1	2	3	6
5 SC65E	53	3	13	1	2	4	7	1	8	0	0	1	1	2	3	7
6 TC65	75	4	17	1	2	4	7	2	13	7	0	1	2	2	4	9
7 SC65C/JWG10	12	0	4	1	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	1
8 SC65E/JWG5	23	0	5	0	0	2	1	0	10	0	0	0	0	1	0	4
9 SC65B/WG5	15	0	3	0	0	0	3	0	5	0	2	0	0	0	0	2
10 SC65E/WG2	9	1	1	0	0	0	4	0	2	0	0	0	1	0	0	0
11 SC65B/WG6	10	0	1	0	0	1	1	1	5	0	0	0	0	0	0	1
12 SC65C/MT9 & WG11	25	1	4	0	0	2	2	1	8	3	0	0	0	0	1	3
13 TC65/WG10	14	2	2	0	0	1	2	1	4	0	0	0	0	0	1	1
14 SC65B/WG14	11	0	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	2
15 SC65E/WG7	8	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	1	1
16 Workshop	141	2	1	1	2	4	8	1	101	7	0	0	0	1	4	9

6. TC65を構成する4つのSC (Sub-Committee)の活動内容

1) SC65A (System Aspects)

SC65Aは、電磁両立性 (EMC) や機能安全などシステム全般に関連する事項を扱っている。特に機能安全規格は、他のTCの分野にも適用されるいわゆる水平規格であり、TC65は主導的な立場でIECおよびISOの関連するTCとの連携を進めている。また、電磁両立性についても機能安全との関係を配慮した活動が始まっている。

2) SC65B (Devices & Process Analysis)

SC65Bは、工業用機器のハードウェアとソフトウェアの標準化を扱っており、温度計や流量計など比較的単純な機器からPLCや分析計などの複雑な機器までを含んでいる。これらの機器の互換性、パフォーマンス評価法、機能定義などの規格作成を行っている。

TC65として機能安全を重要課題に据えている中、安全PLCのプロジェクトと、プロセス・コントロール・システム (PCS) の評価ガイドライン策定のプロジェクトが開始された。また、玉川大学の後藤先生が温度計関係を扱うWG5のコンベナ (主査) に就任されたことは、日本にとってのトピックである。

3) SC65C (Industrial Networks)

SC65Cは、フィールドバスを中心とした工業用ネットワークを扱っており、昨年末には、日本からの提案技術を含む工業用リアルタイム・イーサネットの規格が国際標準として発行された。今回は、今後の規格改定のスケジュールが決定された他、工業用ネットワークに関する安全規格、据付配線規格のメンテナンスサイクルについて進捗報告、審議がなされた。

また、最近注目を集めている無線ネットワークに関して、IEC規格化の方向性を検討するアドホックグループの設置が決定した。国際的な統一規格に向けた動きが加速されるとともに、日本として今後も継続的に提案活動を行い、計測・制御システムの要となる工業用ネットワークの国際標準化に貢献していくことが期待されている。

4) SC65E (Devices and Integration in Enterprise Systems)

SC65Eは、工業用機器の機能と特性の電子データ化と、診断や保守を含むエンジニアリングの支援の仕組みとツールを扱っている。Enterprise-Control Systemを統合するための枠組みの国際標準を策定するとともに、工業用機器の設定や診断のためのFDT (Field Device Tool)や、プラットフォームに依存しない装置間の通信を実現するOPC-UAなどの国際標準化を行っている。

また、様々な工業用機器の機能と特性を体系的に記述する手段と、それを電子的に扱うための標準化が進められている。この仕組みは、他の電子データ関連の仕組みと連携して、自動化システムのライフサイクル全体に渡る、電子化による効率向上を目指すものである。これまで局所的に進められてきた電子化・自動化を、経営管理を含む工場全体で統合化する技術という意味から、この活動には大きな期待が寄せられている。



SC65A プレナリ会議風景 (5月20日)

7. インダストリアル・オートメーション・フォーラム (IAフォーラム)

5月21日には、日本の技術者と参加各国の専門家とのTC65標準化活動に関連する最新の技術動向、標準化のスコープなどの技術交流を目的とした、インダストリアル・オートメーション・フォーラム (IAフォーラム) を開催し、150名以上の参加を得た。

IAフォーラムは、午前の”Japanese Industrial Forum”と午後の”IEC Automation Forum”の二部構成で進められた。午前のセッションでは、我が国の国際標準への関わりを紹介することを目的として、産官学の見識者により、防爆規格、無線電波規格、サイバー・セキュリティ、自動車の電子化などの話題が発表された。

午後のセッションでは、IEC TC65の技術専門家により、電磁両立性、機能安全、システム統合とOPC-UA、EDD・FDTと機器の機能・特性の電子データ化、無線などに関する、IEC TC65における国際標準化活動と技術の最新状況についての発表が行われた。



IAフォーラム風景 (5月21日)

Time	Subject	Presenter
9:00	Welcome and Introduction	Roland Heidel
9:10	<i>JAPANESE INDUSTRY FORUM</i>	
9:10	International Standardization Activities in JAPAN	Akira Izumi (Ministry of Economy, Trade and Industry)
9:40	Globalization of Japanese Standards for Explosion Protection	Kouichi Masuki (Explosion Protection Committee of JEMIMA)
10:10	International Industrial Wireless Standardization and Radio Regulatory Ordinance in Japan	Shusaku Shimada (Governmental Council of MIC member, Japanese Frequency Regulatory Chair, Voting Member of IEEE802.11 and IEEE802.15)
10:40	<i>BREAK</i>	
11:00	Improving Plant Data Sharing and Cyber Security on Networked Monitoring and Control Systems for Utility Facilities	Masatoshi Takano (Technical Committee on Instrument and Control Networks of SICE, Toyota Motor Corporation)
11:30	A Future of Cars Driven by Electronics	Prof. Seichi Shin (Univ. of Electro-Communications - Tokyo)
12:00	<i>LUNCH</i>	
13:00	<i>IEC AUTOMATION FORUM</i>	
13:00	Device Integration (EDDL, FDT and FDI)	Christian Diedrich (6SE WG4 & WG7)
13:25	OPC-UA	Hans Peter Otto (6SE WG8)
13:50	Enterprise Control	Dennis Brandl (6SE JWG5)
14:15	Product Data	Peter Zgorzelski (6SE WG2)
14:40	<i>BREAK</i>	
14:50	Wireless	Martin Zielinski (ISA SP100 & FF)
15:15	Industrial Network Installation	Francesco Russo (6SC JWG10)
15:40	EMC	Bernd Jaekel (6SA WG4)
16:05	Functional Safety	Hartmut von Krosigk
16:30	End	
	<i>Social gathering Buffet</i>	

IAフォーラム プログラム

8. 歓迎レセプション

5月20日の夜には、IECの国際メンバーを歓迎するレセプションを開催、IEC国際委員メンバーと経済産業省関係者、業界トップ、国内関連技術者の間で積極的な情報交換が行われた。(参加者数：約200名)

歓迎レセプションの企画では、次のようなを配慮した。

- (1) TC65委員参加メンバーと親睦を深める。
- (2) 格調あるもあまり堅苦しくならない形式とする。
- (3) 日本の文化の一端を紹介し、開催国としての印象付けを行う。

レセプションでは、お茶会やアトラクション等のイベントを通じ、日本的な文化交流も企画した。



歓迎レセプション アトラクション（鏡開き）

9. おわりに

今回のプレナリ会議を2009年秋に南アフリカのケープタウンにて開催することを決定して、2週間渡る会議は無事終了した。最後に、TC65のチェアマン（議長）より、今回のプレナリ会議の東京開催に貢献頂いた関連団体とスタッフの方々に労いと感謝のお言葉を頂いた。

開催にあたりご理解とご支援を頂いた経済産業省、関連団体、関連企業、また開催準備に多大な貢献を頂いたスタッフの皆様に対して、IEC TC65国内委員会を代表して謝意を示すとともに、今回の東京でのプレナリ会議開催をきっかけに、IEC TC65への日本の影響力がさらに強化され、我が国と世界の産業界の発展に貢献することを期待してやまない。

約22ヶ月にわたり準備したIEC TC65プレナリ会議の東京開催を成功裏に終えることが出来、準備委員会幹事として大変うれしく思う。

今回の経験を活かし、わが国産業発展のために、更なる活動を推進して行く所存である。

今後ともご支援、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

「計測展2008 OSAKA」 事前登録受付中

計測展2008OSAKA実行委員会

11月26日から28日の3日間、グランキューブ大阪で開催する「計測展2008OSAKA」の開催規模が確定いたしました。只今Webサイトでは、展示会事前登録及びセミナー関係の事前申込みを受付中です。多数のご来場をお待ち申し上げます。

<http://www.jemima.or.jp>

1. 開催概要

- ①名称：計測展2008 OSAKA
- ②テーマ：今日を測り、明日を予測し、未来を守る
- ③会期：2008年11月26日(水)～11月28日(金) 3日間
- ④開催時間：10:00～17:00
- ⑤会場：グランキューブ大阪(中之島・大阪国際会議場)
- ⑥主催：(社)日本電気計測器工業会(JEMIMA)
- ⑦協力：(社)日本電気制御機器工業会(NECA)
- ⑧後援：近畿経済産業局、大阪府、大阪市、大阪商工会議所
- ⑨協賛：(財)大阪科学技術センター、(社)関西電子工業振興センター、
(社)計測自動制御学会、(独)産業技術総合研究所、システム制御情報学会、
(独)製品評価技術基盤機構、(社)電子情報技術産業協会、(社)電子情報通信学会、
日本電気計器検定所、(社)日本電機工業会
- ⑩入場料：1,000円(消費税込)
ただし、招待状持参者及びWebサイト事前登録者は無料
- ⑪来場予想：6,500名(受付登録ベース) [2006展:5,506名]

2. 出展規模

- ①展示会出展：48社・136小間 [2006展:43社125小間]
- ②テクニカルセミナー参加：10社・18テーマ [2006展:6社17テーマ]

3. 併催事業の概要

- ①基調講演
会期中、毎日、3テーマ実施。産官学の各分野より、話題の講師陣を招聘。
- ②JEMIMA委員会セミナー
工業会活動の紹介として3委員会参加。注目分野の最新情報を提供。
- ③テクニカルセミナー
出展各社による最新技術情報の紹介。10社18テーマ実施。

[問合先] (社)日本電気計測器工業会 展示部(福井)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-15-12

TEL：03-3662-8184/FAX：03-3662-8180/E-mail：fukui@jemima.or.jp

以上

計測展2008OSAKA：出展企業・団体一覧

No.	企業・団体名	出展規模		No.	企業・団体名	出展規模	
		展示会	[TS]			展示会	[TS]
	[正会員]				[ドイツ]		
1	アンリツ(株)	2		1	ヒルシュマンオートメーションアンドコントロール(株)	1	1
2	岩通計測(株)	3			[香港]		
3	(株)エヌエフ回路設計ブロック	2		2	UNI-TREND GROUP LIMITED	1	
4	(株)エネゲート	1			[小計:海外]	2社	1社
5	エムティティ(株)	4				2	1
6	(株)岡崎製作所	1					
7	京西テクノス(株)	2			[トライアルブース]		
8	(株)シマデン	1		1	(株)浅沼商会	1	
9	島津システムソリューションズ(株)	12	1	2	(株)アルゴシステム	1	
10	(株)島津製作所			3	(株)デンソーファシリティーズ	1	
11	新光電機(株)	1		4	日本データシステム(株)	1	
12	(株)チノー	3			[小計:国内]	4社	
13	東亜ディーケーケー(株)	2	1			4	0
14	東京計装(株)	4					
15	日置電機(株)	2	2		[独立法人・関連機関]	(2)	
16	(株)堀場製作所	12	1	1	日本電気計器検定所	1	
17	(株)山武	15	3	2	(株)東北テクノアーチ	1	
18	山里産業(株)	1			[書籍販売コーナー]	(1)	
19	横河電機(株)	24	6	1	(株)技術調査会	1	
20	リーダー電子(株)	1			[JEMIMAコーナー]	(3)	
21	リオン(株)	1		1	(社)日本電気計測器工業会	1	
	[小計:国内]	21社	6社		PA・FA計測制御委員会		*
		94	14	2	校正事業推進委員会	2	*
					環境グリーン委員会		*
	[賛助会員]				[小計:国内]	5社	
1	ABB(株)	9	1			6	0
2	(株)コスモス・コーポレイション	1					
3	日本キスラー(株)	1					
4	(株)ピーアンドエフ	2	1				
	[小計:国内]	4社	2社				
		13	2				
	[一般]						
1	曙ブレーキ工業(株)	1					
2	スペクトリス(株)PANalytical事業部	1					
3	(株)セカンドセレクション	1					
4	(株)テストー	2					
5	ナノグレイ(株)	1					
6	日本電計(株)	4					
7	ノリタケ伊勢電子(株)	1					
8	(株)フジキン	2	1				
9	フリーアシステムズジャパン(株)	2					
10	ユーアイニクス(株)	1					
11	(株)豊光社	1					
12	大陽工業(株)						
	[小計:国内]	12社	1社		[合計]	48社	10社
		17	1			136	18

■基調講演<事前申込制・聴講無料>

開催日	[1202会議室]
11/26(水)	11:00～12:30 K1「シャープの環境取組み～環境先進企業をめざして～」 シャープ株式会社 執行役員 環境安全本部長 森本 弘氏
11/27(木)	11:00～12:30 K2「ロボット時代の創造」 京都大学ベンチャー ロボ・ガレッジ ロボットクリエイター 高橋 智隆氏
11/28(金)	11:00～12:30 K3「地球温暖化への提言」 [1]「グリーンITイニシアチブの推進と低炭素化社会」 経済産業省商務情報政策局 参事官 星野 岳穂氏 [2]「地球温暖化を救う計測と制御技術」 グリーンIT推進協議会委員 笹田 学氏

■JEMIMA委員会セミナー<事前申込制・聴講無料>

	[1202会議室]
13:30～16:30	J1 PA・FA計測制御委員会 [1]プロセスオートメーションとJIS C 0511 — 安全ライフサイクルと安全度水準の考え方 — [2]生産制御システムのセキュリティ [3]工業用無線通信技術の最新動向について
13:30～16:30	J2 校正事業推進委員会 広がる校正サービス2008 ～品質管理や認証に関わるJCSS～
13:30～16:30	J3 環境グリーン委員会 [1]JEMIMA会員企業の温暖化への対応 [2] REACH 公開された高懸念物質とは [3] EUから広がった製品含有化学物質に関する規制

■テクニカルセミナー<事前申込制・聴講無料>

会 場	A室[1102会議室]	B室[1201会議室]
11/26(水)	13:30 T1 プラント最有利生産支援システムの導入 14:15 (株)山武	T4 フジキンのながれ(流体)制御機器の紹介 (株)フジキン
	14:45 T2 安全計装システムの最新動向 15:30 横河電機(株)	T5 日置電機の金属非接触電圧測定技術と商品化 日置電機(株)
	16:00 T3 新型ポータブル多成分水質計のご紹介 16:45 (株)堀場製作所	T6 エネルギースター制度やグリーンITにおける電力評価と横河電機の高精度電力計WTシリーズ 横河電機(株)
11/27(木)	13:30 T7 工業用燃焼設備の安全規格動向について 14:15 (株)山武	T10 産業用イーサネット最新技術と冗長・分散制御ネットワークの構築手法・事例 ヒルシュマンオートメーションアンドコントロール(株)
	14:45 T8 電源・インバータの低消費電力化と波形解析によるスイッチングロス評価 15:30 横河電機(株)	T11 新エネルギー・モータ計測に要求される電力計測手法 日置電機(株)
	16:00 T9 統合化 安全計装システム 16:45 ABB(株)	T12 In situ リアルタイムプロセスガス分析を実現するTruePeakレーザガス分析計 横河電機(株)
11/28(金)	13:30 T13 人を中心としたオートメーションによる省エネルギー事例紹介 14:15 (株)山武	T16 オープン指向制御システムMETRIS-LT+ ～省スペースで柔軟な構成が可能なDCSへの進化～ 島津システムソリューションズ(株)
	14:45 T14 VigilantPlantコンセプトに基づく革新的な統合生産制御システム CENTUM VP 15:30 横河電機(株)	T17 高機能診断モジュール(ADM)を用いた、FFH1物理層の予知メンテナンスについて (株)ピーアンドエフ
	16:00 T15 インテリジェントフィールド機器の最新診断技術の適用と有効活用 16:45 横河電機(株)	T18 上水用水質計におけるアルカリ度計、有試薬式残留塩素計の省試薬化と本体の小型化について 東亜ディーケーケー(株)



欧州環境規制レポート（第13回）

環境グリーン委員会
副委員長 小山師真^(※)

物価高・資源高が世間を騒がせていますが、欧州も例外なくその荒波にさらされている状況です。しかしながら、年に数回出張のため日本へ帰国しますが欧州在住者にとっては今でも日本は物価が安いと感じます。付加価値税(消費税)、人件費、為替、いろいろ要因はあるでしょうが、やはり企業努力という面で日本は少なくとも欧州よりはご苦労されているのではないかと思います。

現に「通商白書2008」によれば2008年3月時点で日本の物価上昇率が1.2%であるのに対して欧州は3倍の3.7%となっています。少なくとも私の住むベルギーでは、身近な例で生活必需品と呼ばれるものではごく当たり前のように価格転嫁が進んでいる一方、『バターが来月から10%値上げ』などという日本のような騒ぎ方も目にしません。市民の間で不満がない訳ではないのですが、世界一といわれる日本の消費者（マスコミ）の厳しい目が価格競争を加速させ、それが企業競争力を成長させている面もあるのではないかと思います。

一方、話は大きく変わりますが、地球温暖化問題では日本は遅れているといわれています。世界に誇る技術は確かなものといわれていますが、制度や法律の整備によって企業をより拡大・成長させる、という点で日本は必ずしも欧州より進んではないのかとも知れません。消費者の厳しい目があるからこそ企業はコスト競争に知恵を絞るように、どのような問題に対しても、それを着実に力強く推し進めるためには、ある程度強制力を持った社会的な仕組みの必要性を感じることがあります。

「今一度REACH対応の整理を」

6月よりECHA（欧州化学品庁）¹が本格的に稼動したことに伴い、法律要求である予備登録²が6月～12月まで実施されています。既にこの義務に対応を要する企業ではアクションを起こされていると思いますが、予備登録の必要がない企業においても、ご自身の会社がREACHに対してどのような義務を負うのかについて整理されているでしょうか。

「既にスタートしているREACH第31条の義務」

31条1項には次のような記述があります。

物質又は調剤の供給者は、以下の場合には、附属書II に従って作成した安全性データシート(SDS)を物質又は調剤の受給者に提供しなければならない。

- (a) 物質又は調剤が、指令67/548/EEC 又は指令1999/45/EC に従って、危険性の分類基準に該当する場合、又は
- (b) 物質が、附属書XIII に定める基準に従って、難分解性、生体蓄積性及び有毒性、又は極めて難分解性で高い生体蓄積性である場合、又は
- (c) 物質が、(a)、(b)に記すこと以外の理由で、第59 条(1)に従って作成されたリストに含まれている場合

¹ <http://echa.europa.eu/>

² 年間1トン以上（事業者毎）の製造・輸入の物質（調剤に含まれる物質も対象）、成型品は年間1トン以上意図された放出物質について、2008年12月までに欧州化学品庁に対して予備登録を行わなければならない。
http://echa.europa.eu/pre-registration_en.asp

この規定の最初のポイントは「物質(Substances)または調剤(Preparation)」が何か、ということです。一般的に考えれば、試薬やグリスなどが工業製品分野では想像できますが、機能や形状によっては成型品(Article)とも解釈できるものがあるなど、これらはECHAなどが発行しているガイダンス³に基づいて個別に判断する必要があります。

ここで仮に成型品(Article)という判断ができれば31条は適用されずに33条が適用されますが、「物質(Substances)または調剤(Preparation)」であって、31条規定に該当する場合には、すでにSDS提供義務が課せられていることになりますので、速やかにアクションを起こす必要があります。

また31条1項の(c)に記述のある「第59条(1)に従って作成されたリスト」とは、いわゆる認可対象候補物質リスト(通称、SVHC Candidate ListまたはSVHC候補リスト)を指し、前号でも述べましたがまさに現在検討されているリスト⁴であり、今年10月には公布されるのではないかとされているものです。

日本から輸出されているものに対して安全性データシート(SDS)を準備される場合はさらに注意が必要です。SDSは要約すれば日本でいうMSDSのことを指しています。しかしながら31条に記載がありますとおり、日本で流通しているMSDSでは、REACHで要求されるSDS要件を満たしていませんので、不足分を補った形で欧州の物質または調剤受領者へ伝達する必要があります。REACHは欧州法ですから日本のサプライチェーンには影響が及びません。

しかし必要な場合は協力を求め準備する必要がありますので、いざSDSを作成するとなってもそう簡単なケースばかりではないことが容易に想像できると思います。

今回は31条に焦点を当てて説明させて頂きましたが、欧州においてどのようなビジネスをされているのか、によってREACHで求められる対応も変化します。従って、同業であっても必ずしもREACHに対して同じ関心があるとは言いきれません。

まずはしっかりとご自身の会社の欧州ビジネスを把握され、同時にREACHの種々の義務を理解されて、自社にとって必要なREACH対応を整理されることが重要です。

その中で生じる疑問や、工業会として取り扱うべきテーマがあればJEMIMA環境グリーン委員会へご連絡頂くなど、積極的に工業会を活用されるのも選択肢ではないかと思えます。

(※ 株式会社堀場製作所 ブラッセル駐在事務所)

³ 欧州化学品庁発行の代表的なものは「Guidance on requirements for substances in articles」
http://reach.jrc.it/guidance_en.htm#GD_PROCC_I よりダウンロード可能。

JEMIMA ホームページ内でも案内 http://www.jemima.or.jp/info_c/kan-g2.html
業界が発行しているものでは、電機・電子4団体や自動車業界のものがある。

⁴ http://echa.europa.eu/consultations/authorisation/svhc_en.asp

近年の法規制・規格委員会の活動について

法規制・規格委員会
委員長 吉澤 茂正^(※)

1. 国内外の法規制・規格の近況

1995年に発効したWTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）およびWTO/政府調達に関する協定は、加盟国に対し強制規格/任意規格の作成や改正の際に、原則として国際規格を基礎とすること、および加盟国政府に国際規格に合致した物品を調達することを義務づけた。これにより各国の規制・政府調達において国際規格の重要性が向上し、国際規格が加盟各国の国内市場でも採用されることになった。さらに2001年に中国がWTOに加盟したことにより、先進国では巨大な中国市場を睨み、自国産業の国際競争力強化の観点からさらに活発な国際標準化活動を展開している。

また、日本国内では製品事故の増加により消費生活用製品安全法で重大事故報告を義務づけ、ノートパソコン、携帯電話等の携帯用電子機器に搭載されるリチウムイオン蓄電池の発火・発煙の増加により電気用品安全法でリチウムイオン蓄電池を規制した。これらの規制対象については注意が必要である。今後は出荷時からの事故の未然防止が重要な課題となると考えられる。

上記のように法規制・規格は増加しており、同じ業種の企業が協力し分担して調査し、各企業の負担を軽くしていくようなスタンスが一層求められる。

2. ミッションの変遷

法規制・規格委員会は、海外法的規制調査プロジェクト委員会の活動を引き継ぎ2004年に発足した。発足当時は「国内外の電気計測器および関連製品に係る各種法律および関連規格」について全般を対象として活動していたが、環境に関する法規制が増え環境グリーン委員会を担当するようになったこと、法規制全般について担当するのは範囲が広く無理があることから、昨年度は、「国内外の電気計測器および関連製品の、EMCおよび電気/光安全に係る各種法律および関連規格について」をミッションとした。しかし、中国輸入計量機器管理方法等EMCおよび電気/光安全以外の法規制でも関係がある法規制があること、かつ会員および関連企業に情報を提供するだけでなく、意見を提案していくことも必要との認識から、今年度は「国内外の電気計測器および関連製品の、EMCおよび電気/光安全に係る各種法律および関連規格を中心に、その制定・改廃に関する情報を収集し、特に当工業会の分野に深く関連する情報を分析・整理して、その情報を会員および関連企業に対して有料または無料にて提供し共有する。また、社会、行政、関連機関に向けて有益な情報を発信する。」をミッションとして活動している。

3. これまでの活動

ー 1. 情報提供活動

法規制・規格委員会は、主にセミナーの開催で情報提供してきた。2005年以降開催したセミナーは以下の通りである。セミナーでのアンケートをもとに会員企業が求めている内容でタイムリーに開催し、多くの参加者を集めた。また、新入社員および新たに製品安全・EMCを担当する社員向けの基礎セミナーを開催し、会員企業の教育に対してもサポートした。

- ・ 2005年 3月 3日 「韓国・中国・台湾・ロシアの電気用品安全・EMC法について」
- ・ 2005年 9月15日 「アジア各国と欧州の、製品安全・EMCについて」 セミナー
- ・ 2006年 1月19日 「製造者のための光（レーザ・LED）安全規格と法規制概要」 セミナー
- ・ 2006年 2月 2日 「欧州新EMC指令ガイドライン原案+EN 61326/A3」 セミナー
- ・ 2006年 8月24日/11月27日 「これから始める製品安全とEMC! 入門講座」 セミナー
- ・ 2006年10月31日 「レーザ規格への適合および申請方法の実際」 セミナー
- ・ 2006年12月 7日 「新IEC 61326シリーズ規格の概要」 セミナー
- ・ 2007年 4月24日 「新EMC指令（2004/108/EC）& EMCガイド」 セミナー

- ・2007年12月6日 「改正消費生活用製品安全法および製品事故の実例紹介ならびに中国RoHS、WEEE/RoHS、REACHの最新情報」 合同セミナー
- ・2008年1月31日 「これから始める製品安全とEMC! 入門講座2008」 セミナー
- ・2008年6月27日 「PSE・PSC最新動向」 セミナー
- ・2008年7月10日 「消費生活用製品安全法およびWEEE/RoHS指令、REACH規則、世界の環境規制の最新情報」 合同セミナー

また、会員企業に周知すべき事項についてはJEMIMA Web、JEMIMA Weekly Inform、JEMIMA会報を通して下記のようなアナウンスを行った。2008年4月からはJEMIMA Weekly Informに法規制・規格委員会議事録のサマリーを掲載し、会員企業に法規制・規格委員会の活動をアナウンスしている。

- ・2006年3月 電気用品安全法の表示に係る販売の経過措置についてお知らせ
- ・2007年9月 消安法の事故報告義務について（2007年12月、2008年8月に修正。）

セミナー開催、会員企業へのアナウンスにあたり、経済産業省、JQA、(株)アイピーエス・コーポレーションおよび(株)コスモス・コーポレーションの多大な協力をいただいた。この場をお借りしてお礼申し上げる。

－ 2. 情報収集活動

2005年3月より委員会開催日に合わせて任意参加の情報交換会を開催している。安全・EMCを担当する実務者には有用な機会になっており、委員会活動をさらに活性化している。2006年1月には会員企業との相互コミュニケーションを図る目的で委員会専用ブログ（法規制・規格委員会の広場）を開設したが、書込みが少なく有効利用されなかったため、2007年12月に中止した。

－ 3. 対外活動(官庁、他工業会、他委員会等との連携)

JEMIMA外の対外活動が盛んになってきている。昨年度は、経済産業省、独立法人 製品評価技術基盤機構 (Nite)、日本計量器工業連合会を訪問し、欧州計測器関連団体には環境グリーン委員会と合同で訪問した。また、経済産業省から依頼があったリチウムイオン蓄電池、日中MRA、中国CCCについてコメントを提出した。

4. 今後の活動

昨年度開催したワークショップで抽出した課題（セミナーの課題、広報/情報発信、情報収集の課題、渉外活動の課題、委員会の運営の課題、リソースの課題）についてWG（情報収集WG、セミナーWG、広報WG、渉外WG、ツールWG、アンケートWG）を立上げ、中期ビジョンと絡めて課題の実現を進めている。委員会内でできるものは改善し、できないものは事務局に提案していく。会員企業へのEMCおよび電気/光安全に係る各種法律および関連規格を中心とした情報提供、および官庁、他工業会、他委員会等への要望も継続していく予定である。法規制・規格委員会のメンバーが毎年増加し、セミナー参加者からはJEMIMA加盟の要望もあり、今までの法規制・規格委員会の活動は正しいと自負している。今後は、セミナーの一般参加費を見直す等して、JEMIMA会員のメリットをアップし、各種法律および関連規格情報を協力し分担して調査できる同志（JEMIMA会員企業）の増加に寄与できることを切望している。

今年度下期は次のような活動を計画している。

- ・アンケートを実施し、会員企業の要望を把握。
- ・PukiWikiを活用したデータベースを構築。
- ・IEC/TC66チェアマンを招いてのIEC 61010情報交換会：10月2日開催。
- ・欧州計測器関係団体への訪問：11月環境グリーン委員会と合同で訪欧予定。
- ・「これから始める製品安全とEMC! 入門講座2008Ⅱ」 セミナー：12月3日開催予定。
- ・「アジア各国の安全とEMC」 セミナー：2月12日開催予定。

なお、当委員会への意見、提案、要望は、事務局または委員長まで連絡願いたい。

(※ 日置電機株式会社)

環境グリーン委員会、法規制・規格委員会からのお知らせ

環境グリーン委員会、法規制・規格委員会では、下記の件について、JEMIMA Web サイト <http://www.jemima.or.jp/index.html> に掲載いたしましたので、お知らせいたします。

平成20年8月19日

欧州 新電池指令について

環境グリーン委員会

欧州連合は、「電池及び蓄電池、使用済み電池及び蓄電池並びに指令91/157/EECの廃止に関する2006年9月6日付欧州議会及び理事会指令2006/66/EC」（通称「新電池指令」）を公布しており、加盟国は2008年9月26日の施行期限に向けて国内法への移管を進めています。現在のところ大部分の加盟国がいまだ国内法を公布していません。

会員企業の中には、この指令に対して何らかの対応を要するところがあると思われます。

当委員会においては、この指令への対応方法等について検討してきました。しかしながら指令自体に曖昧さがあること、各国での法制定状況が不明であることなどから、各社の判断で行っていただくこととし、委員会としては、継続して各国法の制定状況、行政・他団体の情報等を収集し必要に応じて情報提供をすることになりました。

詳細は下記リンク先をご参照ください。

【電池・蓄電池に関する欧州廃棄物法概要 Summary of EU Waste Legislation on Batteries and Accumulators (EUのHPより)(英語)】

<http://europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/l21202.htm>

【→(JEMIMA仮訳は [http://www.jemima.or.jp/info_c/pdf/kan-g3\(080820\).pdf](http://www.jemima.or.jp/info_c/pdf/kan-g3(080820).pdf))】

(ご注意)

この仮訳版はJEMIMAが会員各社への情報提供用に訳したものです。法律上の判断を要する場合や疑問のある場合には必ず原文を参照してください。誤訳等に関する責任は一切負いません。

【新電池指令 2006/66/EC 原文(英語)】

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:266:0001:0014:EN:PDF>

【修正 新電池指令 Directive 2008/12/EC 原文(英語)】

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:076:0039:0040:EN:PDF>

【Q&A on the Batteries Directive 2006/66/EC (EU委員会)(英語)】

http://ec.europa.eu/environment/waste/batteries/pdf/questions_answers_directive.pdf

いくつかの工業会においてはガイドラインや見解を公表していますので参照してください。

[各工業会の見解]

【Compliance Blueprint A guidance document for setting up a Battery Compliance Organisation (EPBA)(英語)】

http://www.epbaeurope.net/documents/ComplianceBlueprint_July2007_000.pdf

【欧州指令における電池の解釈について(電池工業会)】

<http://www.baj.or.jp/recycle/eu-directive.html>

[参考情報]

指令の邦訳版は団体・企業等より刊行されています。参考として、委員会が把握しているものを下記に掲載しますが、JEMIMAでは取り扱いませんので入手可否を含め、各団体・企業に直接お問い合わせください。

【新電池指令2006/66/EC：日本機械輸出組合 environmental Update Vol.8 No.4】

<http://www.jmcti.org/publication/environment.php3>

【修正新電池指令2008/12/EC：コスモスコーポレイション】

http://www.safetyweb.co.jp/news_detail.php?id=260

平成 20 年 7 月 28 日

「アーティクル中の物質に関わる要求事項についてのガイダンス」(JEMIMA 仮訳)

環境グリーン委員会

欧州 REACH 規則の施行ガイダンスの公式版（これまで RIP3.8 と称されていた「アーティクル中の物質に関わる要求事項についてのガイダンス」）が 2008 年 5 月欧州化学品庁（ECHA）から公表されました。

環境グリーン委員会では、これを和訳し、以下の通り公開することに致しました。

和訳版は[会員専用 <http://www.jemima.or.jp/jemima21/index.html>]からご覧ください（パスワードが必要です）

(和訳版の閲覧方法)

・上記[会員専用]をクリックすると JEMIMA 会員のパスワード要求画面が表示されますので入力してください。

・パスワードは会員各社の JEMIMA 連絡窓口ご担当者にお問い合わせください。

(閲覧上の注意)

・この仮訳版は JEMIMA が会員各社への情報提供用に訳したものです。法律上の判断を要する場合や疑問のある場合には必ず原文を参照してください。誤訳等に関する責任は一切負いません。

(その他)

・不明な点、誤訳等にお気づきの場合には、電子メールにて環境グリーン委員会担当事務局にご連絡いただければ幸いです。

・仮訳版の著作権は JEMIMA に帰属します。なお原文（英語版）の複製許可条件については原文に記載があります。

(原文出典)

・原文については欧州化学品庁の HP をご参照ください。

【ECHAのHP（英語）】 http://reach.jrc.it/index_en.htm

【ECHAのガイダンスドキュメントHP（英語）】 http://reach.jrc.it/guidance_en.htm

【アーティクル中の物質に関わる要求事項についてのガイダンス(原文・英語)】

http://reach.jrc.it/docs/guidance_document/articles_en.htm

平成 20 年 8 月 4 日

消費生活用製品安全法（消安法）
～製品事故情報に関する計測器の製造事業者および輸入事業者の事故報告義務について～

法規制・規格委員会

テレビ、新聞等でガス瞬間湯沸かし器やシュレッダーの事故が報道されておりますが、事故報告を義務づけるため、平成 19 年 5 月 14 日に消安法が改正され、施行されております。

一般消費者が使用する計測器も消安法の対象となる場合がありますので、法規制・規格委員会では、会員企業の皆様向けに、消安法における製品事故情報に関する計測器の製造事業者および輸入事業者の事故報告義務について、以下の資料を作成しました。

【1】製品事故の発生から、経済産業大臣、NITE報告までの流れ(別紙含む) (pdf156KB)
(平成20年8月1日改訂) http://www.jemima.or.jp/info_c/pdf/houki_080801-1a.pdf

【2】Q&A (pdf1144KB)(平成20年8月1日改訂)
http://www.jemima.or.jp/info_c/pdf/houki_080801-2a.pdf

本資料の記載事項は、経済産業省 商務情報政策局 製品安全課にご確認頂いておりますが、作成責任は法規制・規格委員会にあります。

消安法に関するご質問および最新情報は、経済産業省 商務情報政策局 製品安全課、または独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)までお問い合わせ願います。

経済産業省 商務情報政策局 商務流通グループ 製品安全課 製品事故対策室

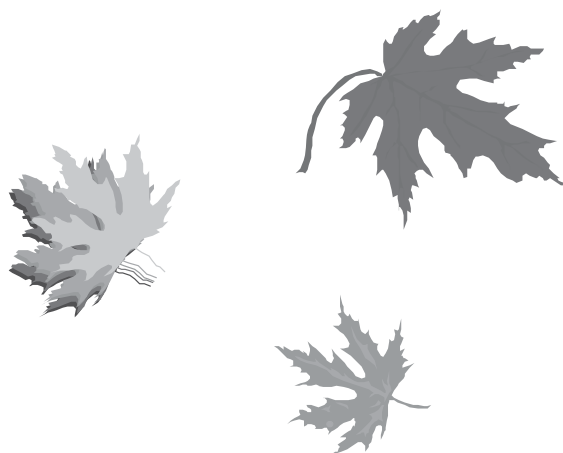
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL: 03-3501-1707 e-mail: seihin-anzen@meti.go.jp

・消安法 <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

・製品安全ガイド http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/index.html

・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) <http://www.jiko.nite.go.jp/>



お知らせ

■新入会員

7 月度理事会において、下記の会社が賛助会員として入会が承認されました。

〔賛助会員〕

○平成 20 年 6 月 1 日

社 名：進 工業株式会社 (SUSUMU CO.,LTD.)

代 表 者 名：代表取締役社長 美和 武志

工業会に対する代表者名：取締役 シニアマネジャー 山根 政信

資 本 金：9 億 3, 1 8 5 万円 従 業 員：2 3 7 名

本 社 所 在 地：〒6 0 1 - 8 1 7 7 京都府京都市南区上鳥羽馬廻シ町 1 4 番地

電 話 番 号：0 7 5 - 6 7 1 - 7 3 7 1 F A X 番 号：0 7 5 - 6 7 1 - 7 3 7 4

ホームページアドレス：<http://www.susumu.co.jp>

主要取扱品目：チップ抵抗器、コイルインダクター、コンデンサー

■会員会社の社名変更

平成 20 年 10 月 1 日付で下記の会社が社名変更となりました。

【正会員】新社名：東京計器株式会社

旧社名：株式会社トキメック

【賛助会員】新社名：パナソニック テクノトレーディング株式会社

旧社名：松下テクノトレーディング株式会社

■セミナー開催ご案内

法規制・規格委員会では、下記セミナーの開催を準備中です。

詳細は決まり次第、<http://www.jemima.or.jp/> にてご案内いたします。

テーマ：「これから始める製品安全と EMC ! 入門講座 2008 II」

日時：平成 20 年 12 月 3 日 (水) 10 時 00 分～16 時 30 分

会場：機械振興会館 地下 3 階 研修-1

対象：新入社員・新規配転等で法規制・規格等の適用にこれから取り組む方や製品安全・EMC に関する業務についている方で再度基礎から勉強し直したい方を対象とします。

■J I S 官報告示

下記の JIS 規格が 7 月 20 日に官報で告示され、規格票として発行されました。

JIS K 0808 水質監視用全窒素自動計測器

JIS K 0809 水質監視用全りん自動計測器

JIS Z 4317 放射性希ガスモニタ

JIS Z 4325 環境γ線連続モニタ

経済産業省からのお知らせ

平成20年度調査票提出促進運動について

経済産業省経済産業政策局調査統計部

経済産業省経済産業政策局調査統計部が実施する各種統計調査につきましては、平素より御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

皆様より提出された調査票は、当部において集計・加工・分析をした上で公表され、国・地方公共団体の行政施策の基礎資料、商工鉱業における企業経営資料として、さらには諸研究のための貴重なデータとして広く利用されております。また、社会経済の急激な変化や国民生活の多様化などに伴い、経済活動の現状を正しく見極める指標として、統計の果たす役割は一層重要性を増しております。

しかしながら、調査を取り巻く環境の悪化により、調査票の未提出、提出期日遅延、記入漏れ等の増加により、調査の使命である信頼性の高い調査結果を早期に公表するということが困難な状況にあります。

このため、経済産業省では、調査環境の変化に対応した調査内容の見直し等により報告者の記入負担の軽減に常々努めるとともに、調査対象企業・事業所に御理解と御協力を得つつ、調査を円滑に実施するため、各事業団体等加盟の調査対象企業・事業所のうち調査票の未提出等の事業所に対して改めて調査票提出の依頼を行う「調査票提出促進運動」を、毎年「統計の日」（10月18日）を中心として実施しております。

調査を取り巻く環境が悪化する中、より精度の高い統計を作成するためには、皆様の御協力により正確な調査票を所定の期日までに提出していただくことが何にもまして重要であります。

引き続き皆様の御理解を賜り、調査票の提出に御協力下さいますようお願い申し上げます。

【平成21年4月よりオンラインシステムが変わります】

■ 現在ご利用いただいております新世代統計システムは、平成21年4月よりデジタル証明書の更新タイミングを迎えた客体の皆様から順次、新システム（政府統計共同利用システム）へ切り替えて頂きます。

■ 円滑にシステムの変更ができるよう、御協力お願い申し上げます。

※ 政府統計共同利用システムについては、経済産業省ホームページで紹介しておりますので、是非御覧下さいますようお願い申し上げます。（10月中旬頃掲載予定）

URL：<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

【セミナー・講演会 実施報告】

知的財産権委員会 主催

「中国における知的財産について」 報告

知的財産権委員会では知的財産権委員会を対象に知的財産権関連の時流に合ったテーマを選択し、今年は下記内容で講演会を実施いたしました。

日 時：平成20年 7 月18日（金） 15：45～17：20

場 所：計測会館 4 階 4 0 1 会議室

講 師：株式会社中国特許実務研究会 弁理士 石井久夫氏

テーマ：中国における知的財産について

1. 序論

（1）商標

中国において、例えば自社ブランドの商標を第三者が冒認による商標出願をした場合、商標出願時に中国国内で周知著名でないと先に登録された商標権を無効にすることができない。このため、ハウスマークだけでなくその周辺も、先に商標出願しておくことによりカバーしておく必要がある。

（2）意匠・実用新案

中国において、これらは無審査で登録され、しかも、刊行物公知あるいは中国国内での公知・公用でなければ権利を無効にすることができない。このため、自社のデザインおよび簡単な技術を第三者の冒認出願から守るために先に出願しておくことが重要となる。

2. 本論

（1）機能的クレーム

①発明の捉え方

中国では発明が「技術方案」と定義されており、「技術的創作」と定義される日本・韓国等と比べ、発明をより具体的な事象として捉えている。このことから、中国では機能的クレームが認められにくいと言える。

②クレームの書き方

中国において、基本的にクレームは、発明に最も近い従来技術と共通する技術的特徴である「前提部分」と従来技術からの差である「区別的特徴」との2部構成（ジェプソン形式）が推奨されている。

ここで、機能的クレームについて明細書に実施例のサポートがない場合には慣用的な技術でなければ記載が認められないため、「区別的特徴」が慣用的な技術であれば非自明性（進歩性）を欠き、「区別的特徴」に機能的クレーム表現を使う場合には1ないし複数の実施例によりサポートしなければならず、実施例のサポートなしに「区別的特徴」の部分に機能的クレーム表現を使うことは実質的に不可能である。このことから、クレームの内容が明細書によってサポートされていることとされるサポート要件をクリアする上で機能的クレームを使うことは厳しい。逆に「前提部分」においては支持する実施例をサポートすることで総括名称等を用いた機能的表現が使いやすい。

③機能的クレームの効力

機能的クレームが認められた場合、訴訟上では、アメリカや日本で見られるような実施例に限定解釈されるという問題になることはないと言われる。反面、機能的クレームはサポート要件を欠くとの理由に基づき無効とされやすいという問題点がある。

(2) 無効審判

①無効審判における問題点

中国では訂正審判の制度はなく、無効審判における防御手段としては応答期間内での補正がある。しかし、この期間において補正できる範囲は専利請求書（特許請求の範囲）の記載範囲のみであり、明細書の記載だけに基づく補正をすることができない。

例えば、特許請求の範囲（専利請求書）には構成要件A+B+Cのクレームしかなく、明細書には構成要件A+B+C+Dの発明が記載されているケースにおいて、日本と中国として無効審判時における対応として以下の違いがある。

（ケース 1）日本では訂正審判（訂正請求）においてクレームをA+B+C+Dに補正することは可能であるが、中国ではこのような補正をすることができない。

（ケース 2）明細書には構成要件A+B+Cの実施例がない場合、たとえ明細書にはA+B+C+Dの実施例があっても、中国では、クレームA+B+Cは明細書においてサポートされているとはいえず、サポート要件を満たしていないとされる。

（ケース 3）さらに、サブクレームとしてA+B+Dがあっても、中国ではA+B+Cと組み合わせてA+B+C+Dと補正することができない。

（ケース 4）独立クレームであるA+BとサブクレームであるA+B+CとA+B+Dがある場合、A+B+C+Dと補正することは可能である。しかし、クレームA+B+C+Dが明細書においてサポートされていないければ、サポート要件を満たしていないとされる。

②対策

上記の通り、無効審判での対応に著しい制限があり、サポート要件も厳しいことから、上位概念・下位概念（実施例）だけでなく、クレーム網を構築する上で中位概念を設けるべきである。さらに、機能的クレームではサポート要件違反になりやすく、また無効審判における補正では困難なケースが多いことから、無効審判により無効とされる可能性が高くなる。

(3) 進歩性判断

中国における非自明性（進歩性）判断である「三步法」は①発明に最も近い主引例を定める②技術的特徴と技術課題を客観的に確定する③当該技術者にとって自明か否かの3つのステップにより判断される。

ここで自明かどうかは、「前提部分」と「区別の特徴」とを結びつけることが引例に示唆・啓発されているかどうかという「会不会」により判断される。この考え方は日本における阻害要因（「能不能」）とは異なるため、「会不会」の考え方を理解していないと審査官との自明性における議論がかみ合わないことになる。

また、自明性の立証は審査官が負っており、審査官としては「区別の特徴」は公知常識であることを立証済みとして拒絶理由を出してくる。このことから、出願人は「区別の特徴」は慣用・公知常識ではなく、「不会」であることを反証しなければならない。

3. まとめ

現在および今後において、企業におけるマーケットおよび生産拠点として重要な地域である中国であるが、模倣等のニュースが先行しており、知的財産制度はまだ十分把握されておらず、知財戦略が追いついていないのが現状である。

今回の講演会は中国への特許（実用新案）出願がより効率的なものとなるための重要な示唆に富むものであり、今後の中国での知財戦略における一助になるものと言える。

全世界の製品安全サービスを支えて22年



株式会社 コスモス・コーポレーション

明野事業所 〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野319番地

TEL.0596-37-0190 FAX.0596-37-3609
E-mail sales@cosmos-corp.com
URL <http://www.safetyweb.co.jp>

販売促進部までお問い合わせ下さい。

1 世界の安全規格申請

世界各国の安全規格の申請を支援いたします。

【1】OSHAの認めるNRTL (CSA、MET、ETL、UL等) の認証をお客様の要望に応じて支援いたします。

【2】米国食品医薬局 (FDA) へのレーザー、エックス線、超音波製品登録資料の作成・申請代行、医療機器の市販前通知 (510K) に関わる業務を行います。

【3】CEマーキングをはじめ、欧州各国の安全マークの申請・認証取得サービス、技術相談、調査業務等様々なサービスを行います。

【4】安全認証取得の事前評価業務を行います。図面段階での規格適合評価、試作品による構造目視評価を得意としております。

【5】アジア (中国・韓国・台湾etc)、中南米 (アルゼンチン・メキシコetc)、オセアニア、ニュージーランド、中近東 (サウジアラビア・クエート・イスラエルetc)、アフリカ (ケニア・ナイジェリア・南アフリカ etc) 等、約47ヶ国への申請を実施しております。



上記の各団体は、国際規格に準拠した試験を実施する認証機関に指定されています。試験結果は、国際規格に準拠した試験結果として扱われます。試験結果は、国際規格に準拠した試験結果として扱われます。

2 EMC測定

【1】エミッション試験 (EMI) 妨害波測定

- EN、FCC、AS/NZS、VCCI、CISPR、EN55011、55022、60601-1-2、60947-5-2、61131-2、61326、55103-1、61000-3-2、61000-3-3、61000-6-4
- Radiation : 9 kHz ~ 18 GHz、測定距離3、10m法可能
- Conduction : 9 kHz ~ 30 MHz



200151-0
200740-0

【2】イミュニティ試験 (EMS) 妨害波耐性測定

- EN55024、55020、55014-2、60601-1-2、61326、61000-6-1、61000-6-2、61131-2、60947-5-2、55103-2、50130-4、IEC/EN61000-4シリーズ他
- Radiated field : 26 MHz ~ 3 GHz、3 V/m、10 V/m、(30 V/m) 医用電気機器規格 IEC60601-1-2 (Ed.2) 対応

【3】低電力無線通信機器試験

- ETSI EN、FCC、Canada RSS-210 ●2.4GHz無線LAN、RFID、R&TTE、他

【4】各国申請代行

米国FCC、台湾BSMI、中国CCC、韓国eK/MIC、他の申請代行も行っております。

【5】依頼試験

お客様の立会いなしで装置だけをお預かりし、試験設備の空いている時などを利用して行う依頼試験です。

【6】出張試験

試験所に持ち込むことができない大型装置や、クリーンルーム内で使用されている装置等を対象に設置場所で試験を行います。

【7】車載電子機器用EMC

EUのEMC指令「eマーク」2004/104/ECの試験、過渡サージ試験JASOD 001、ISO 7637や静電気試験ISO 10605の試験が可能です。その他自動車規格についてもお問合せ下さい。

【8】デジタルAVチューナ等のEMC/主流となりつつあるデジタルテレビの測定にも対応致します。

高い技術力で皆様を
サポートしております。

3 電気用品安全法適合性検査



(S) マークの表示

弊社での評価モデルには、
「(S)マーク」が表示可能です。

平成13年6月に経済産業省から電気用品安全法認定検査機関として認定され、更に平成16年6月29日付けで電線類、ヒューズ、配線器具を含めてISO/IECガイド65に基づき登録検査機関(No. 0002)として登録され、適合性検査証明書の発行ができることになりました。電気製品の日本での販売を計画される皆様は、ぜひご相談ください。

【取扱品目一覧(省令第1項および省令第2項)】

電 気 用 品 の 区 分		電 気 製 品
電 気 製 品	電 熱 器 具	電気便座、電気温蔵庫、水道凍結防止器、電気温水器、電熱式吸入器、家庭用温熱治療器、観賞魚用ヒーター、観賞植物用ヒーター、電熱式おもちゃ 等
	電動応用機械器具	電気ポンプ、電気マッサージ器、自動洗浄乾燥式便座、自動販売機、浴槽用電気気泡発生器、観賞魚用電気気泡発生器、電動式おもちゃ 等
	電子応用機械器具	高周波脱毛器
	交流用電気機械器具	直流電源装置、磁気治療器、電撃殺虫器、電気浴器用電源装置 等
携 帯 発 電 機		携帯発電機
部 品	電 線 類	コード、ケーブル等
	ヒ ュ ー ズ	温度ヒューズ、管形ヒューズ
	配 線 器 具	スイッチ、コンセント、ソケット、配線用遮断器 等
	電 流 制 限 器	アンペア制用電流制限器、定額制用電流制限器
	変 圧 器 ・ 安 定 器	おもちゃ用変圧器、その他の家庭機器用変圧器、電子応用機械器具用変圧器、蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器、オゾン発生器用安定器 等

4 薬事法指定管理医療機器認証

平成17年4月1日付けに厚生労働省より登録認証機関として登録されました。これにより全ての区分の指定管理医療機器の認証業務が可能です。認証のための製品書類審査及び品質システム審査(QMS省令適合性調査)に加え、ご要望に応じ当社の試験部門にて申請前の評価試験業務についても対応させていただきます。

- (1) 能動型植込み機器 (2) 麻酔・呼吸用機器 (3) 歯科用機器
(4) 放射線及び画像診断機器 (5) 施設用機器
(6) 非能動型植込み機器 (7) 眼科及び視覚用機器
(8) 再使用可能機器 (9) 単回使用機器
(10) 家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
(11) 補聴器 (12) 医用電気機器

※体外診断用医薬品の認証業務は現在行っておりません。

5 電波法特定無線設備認証

登録証明機関として総務省に登録されました。これにより無線LAN、Bluetooth等の短距離無線装置に対して認定審査及び認証書の発行が可能です。

- 市民ラジオ
- コードレス電話
- 特定小電力機器
- 小電力セキュリティ
- 超広帯域(UWB)無線システム
- 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
- 2.4GHz帯小電力データ通信システム
- 準ミリ波帯小電力データ通信システム
- 5GHz帯小電力データ通信システム
- 5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局
- PHS陸上移動局
- デジタルコードレス電話
- 狭域通信システム用移動局
- 狭域通信システム用試験局

【ISO9001/14001/OHSAS 18001】専属コンサルタントにより、準備から認証取得まで支援いたします。お客様の体制や取得のねらいにあわせた支援業務を、低コストで実施いたします。

7 計測機器の計量法に基づく校正



JCSS

JCSSとは“計量法校正事業者登録制度”のことであり、国が定めた度量衡に適合した“ものさし”で定規や電流計など一般の測定器の正確性を検査・校正し、証明書を発行する資格が認められます。ISO9001で認定を受けている企業においては、国家標準器へのトレサビリティ証明になります。

【設定項目】直流電圧、直流電流、交流電圧、交流電流、直流抵抗、交流電力

8 有限責任中間法人 日本エステティック工業会からの依頼検査を担当しております。



Japan Electric Measuring Instruments
Manufacturers' Association

今日を測り、
明日を予測し、
未来を守る

国内最大の計測・制御技術の専門展

計測展 2008 OSAKA

2008.11.26 [WED] ~ 28 [FRI]
10:00 ~ 17:00

会場

グランキューブ大阪
(中之島・大阪国際会議場)

入場料

¥1,000 (消費税込)

主催

社団法人 日本電気計測器工業会

協力

社団法人 日本電気制御機器工業会

併催事業 (事前登録制)

基調講演 (11:00 ~ 12:30)

11/26
[WED]

シャープの環境取組み ~環境先進企業をめざして~

シャープ(株) 執行役員 環境安全本部長 森本 弘 氏

11/27
[THU]

ロボット時代の創造

京都大学ベンチャー ロボ・ガレージ ロボットクリエイター 高橋 智隆 氏

11/28
[FRI]

地球温暖化への提言

【第1部】グリーンITイニシアチブの推進と低炭素化社会

経済産業省商務情報政策局 参事官 星野 岳穂 氏

【第2部】地球温暖化を救う計測と制御技術

グリーンIT推進協議会委員 笹田 学 氏

JEMIMA委員会セミナー

・JEMIMA委員会活動から最新情報の報告

テクニカルセミナー

・出展企業によるプレゼンテーションの実施

展示会事前登録、セミナー事前申し込みはこちらから

<http://www.jemima.or.jp>